

## 計算書類に対する注記（法人全体用）

## 1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況は有りません。

## 2. 重要な会計方針

## (1) 固定資産の減価償却の方法

- ・平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産  
取得価額の10%を残存価額とし取得価額に償却率を乗ずる定額法。耐用年数到来時においても使用する資産はそれまでの償却方法を延長し備忘価額(1円)まで償却を行う。
- ・平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産  
残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する、償却率を乗ずる定額法。
- ・無形固定資産  
当初より残存価額をゼロとし、償却率を乗ずる定額法

## (2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金  
愛知県退職共済制度に基づき、事業所負担額の累計額を計上しています。
- ・賞与引当金  
該当なし

当法人に有価証券及びリース資産は有りません。

## 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 4. 法人で採用する退職給付制度

加入している退職共済制度は、次のとおりです。

- ・確定給付型退職共済制度－愛知県社会福祉協議会が主催する退職共済制度
- ・確定拠出型退職共済制度－独立行政法人医療福祉機構が主催する退職共済制度

## 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっています。

- (1) 法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 中島保育園拠点区分における拠点区分計算書（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）  
当法人は社会福祉事業のみ実施し、拠点は中島保育園単独である為、以下の作成を省略しています。  
（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）  
（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (3) 中島保育園拠点区分におけるサービス区分の内容  
「本部」「中島保育園」

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	286,088,648	0	7,737,863	278,350,785
合計	286,088,648	0	7,737,863	278,350,785

## 7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

新園舎 278,350,785円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) 77,552,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	329,328,532	50,977,747	278,350,785
小計	329,328,532	50,977,747	278,350,785
その他の固定資産			
建物	369,495	369,494	1
構築物	12,418,843	9,555,842	2,863,001
器具及び備品	21,738,083	18,027,736	3,710,347
小計	34,526,421	27,953,072	6,573,349
合計	363,854,953	78,930,819	284,924,134

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	625,620	0	625,620
未収補助金	7,397,926	0	7,397,926
合計	8,023,546	0	8,023,546

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 会計処理上の見積方法の変更—該当なし

(2) 新たに採用した会計処理に関する事項—該当なし

(3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項

資金収支計算書（その他の活動による収支・その他の活動による支出）及び事業活動計算書（特別増減の部・その他の特別損失）  
過年度修正額一過年度に過大に計上した事業未収金253,472円を支出、損失処理している。

資金収支計算書（その他の活動による収支・その他の活動による収入）及び事業活動計算書（特別増減の部・その他の特別収益）  
過年度修正額一過年度に職員より預った社会保険料（職員預り金）と法人負担の社会保険料の処理誤りにより過大に計上されていた職員預り金1,969,534円を収入、収益処理している。

以上より1,716,062円次期繰越増減差額及び当期末支払資金残高が増加している。

(4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められる事項—該当なし

## 計算書類に対する注記（中島保育園拠点区分用）

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

- ・平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産  
取得価額の10%を残存価額とし取得価額に償却率を乗ずる定額法。耐用年数到来時においても使用する資産はそれまでの償却方法を延長し備忘価額(1円)まで償却を行う。
- ・平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産  
残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する、償却率を乗ずる定額法。
- ・無形固定資産  
当初より残存価額をゼロとし、償却率を乗ずる定額法

#### (2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金  
愛知県退職共済制度に基づき、事業所負担額の累計額を計上しています。
- ・賞与引当金  
該当なし

当法人に有価証券及びリース資産は有りません。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

加入している退職共済制度は、次のとおりです。

- ・確定給付型退職共済制度－愛知県社会福祉協議会が主催する退職共済制度
- ・確定拠出型退職共済制度－独立行政法人医療福祉機構が主催する退職共済制度

### 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において、作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 中島保育園拠点計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3(㊸)）
- (3) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3(㊹)）

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	286,088,648	0	7,737,863	278,350,785
合 計	286,088,648	0	7,737,863	278,350,785

### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

新園舎 278,350,785円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) 77,552,000円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	329,328,532	50,977,747	278,350,785
小計	329,328,532	50,977,747	278,350,785
その他の固定資産			
建物	369,495	369,494	1
構築物	12,418,843	9,555,842	2,863,001
器具及び備品	21,738,083	18,027,736	3,710,347
小計	34,526,421	27,953,072	6,573,349
合計	363,854,953	78,930,819	284,924,134

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	625,620	0	625,620
未収補助金	7,397,926	0	7,397,926
合計	8,023,546	0	8,023,546

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 会計処理上の見積方法の変更—該当なし

(2) 新たに採用した会計処理に関する事項—該当なし

(3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項

資金収支計算書（その他の活動による収支・その他の活動による支出）及び事業活動計算書（特別増減の部・その他の特別損失）  
過年度修正額一過年度に過大に計上した事業未収金253,472円を支出、損失処理している。

資金収支計算書（その他の活動による収支・その他の活動による収入）及び事業活動計算書（特別増減の部・その他の特別収益）  
過年度修正額一過年度に職員より預った社会保険料（職員預り金）と法人負担の社会保険料の処理誤りにより過大に計上されていた職員預り金1,969,534円を収入、収益処理している。

以上より1,716,062円次期繰越増減差額及び当期末支払資金残高が増加している。

(4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められる事項—該当なし